

日金協発第 28-153 号
平成 29 年 1 月 11 日

三友
代表者 宮崎 和宏 殿

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 山 下 一

会員権の消滅について（通知）

貴社は、登録行政庁（埼玉県知事）より下記のとおり登録の取消し処分を受けました。
これに伴い、貴社は同日付で定款第 9 条第 2 項第 2 号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定によりその旨を通知します。

記

名 称	三友
協会員番号	日本貸金業協会員第 005915 号
登録番号	埼玉県知事(7)第 03015 号
登録年月日	平成 27 年 6 月 9 日
処分年月日	平成 28 年 12 月 28 日
処分の内容	登録の取消し
適用条文	貸金業法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号

以上